

令和 8 年度

中小企業者等 職場環境改善事業補助金



職場環境の改善に取り組む中小企業者等を支援します！

職員の安全衛生の確保、熱中症対策又は身体的な労働負担の軽減を図るために行う、

「設備の導入」や「機器の買い替え・新設」に係る経費の一部を補助します。

対象事業：職場環境改善に関する事業

【事業例】

- ・ エアコン、空調設備の導入又は更新
- ・ 衛生環境改善のためのトイレ改修工事
- ・ 調光設備、LED照明の導入又は更新
- ・ 作業場における粉塵、悪臭等を抑制するための換気設備導入
- ・ 事業所のバリアフリー化工事
- ・ 作業場内に設置するスポットクーラー、製氷機、保冷库の購入 等

補助率

1 / 2
2 / 3

市内事業者へ発注した
補助対象経費については

上限額

30万円

申請受付期間

令和8年10月1日（木）



令和9年2月26日（金）まで

※先着順で、予算上限に到達次第終了します。

補助対象期間

令和8年4月1日（水）



令和9年2月26日（金）まで

※本補助金は、事業実施後に申請を行うものです。
提出された申請書類に基づき審査を行うため、申請された経費のすべてが交付対象となる訳ではありません。

お問い合わせ
申請先

宗像市 産業政策課 商工観光係

☎0940-36-0037 ☒sangyouseisaku@city.munakata.lg.jp

募集要領や申請様式は
市HPをご確認ください。



令和8年度中小企業者等職場環境改善事業補助金概要

※以下、記載事項は概要になります。申請にあたっては、交付要綱及び募集要領を必ずご確認ください。

補助対象者

中小企業者又は特定非営利活動法人であって、以下の要件をすべて満たす者。

- (1) 宗像市内に事業所又は店舗等を有し、市内で事業を行っていること
- (2) 個人事業者については、市内居住者であること
- (3) 事業を開始した日以後、1年を経過していること
- (4) 市税等に滞納がないこと
- (5) 市内で継続して事業を営む意思があること

※一部、政治団体、宗教法人、暴力団等と関連する者、風営法第2条第5項、13項に該当する者など、補助対象外となる場合があります。

▼中小企業者

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

補助対象経費

経費項目	例
工事請負費	空調設備の導入又は更新工事、バリアフリー化工事 等
備品購入費	申請事業に必要な機器、ファン付作業服、スポットクーラー等の冷房機器、遮熱設備 等 ※汎用性が高いものや消耗品（1万円以下のもの等）は補助対象外となります。
その他市長が必要と認める経費	

本補助金申請までの流れ

※本補助金は、事業実施後に申請を行うものです。通常の補助金とは流れが異なります。

申請者

①事業実施

②交付申請兼実績報告

⑤交付決定及び額の確定通知受領

⑥補助金請求書提出

宗像市

③受付・審査

④交付決定及び額の確定・不交付決定

⑦補助金支払い

！申請にあたっての留意事項

- 本補助金は、交付申請書を受理してから、提出書類により事業内容を審査し、交付又は不交付が決定されるものです。申請すれば必ず交付されるものではありません。
- 補助金の交付は、事業者ごとに1年度中、1回のみとします。
- 申請の内容では、交付・不交付を判断することができない場合は差し戻すこともありますので、申請書はしっかりと記入してください。
- 対象経費について、すでに国・県・市の他の補助制度などに基づいて補助金の交付を受けたもの、または受けることが決定しているものについては、補助金を交付しません。
- 市内事業者の取組事例として、事業内容を公表させていただくことがあります。ご協力ください。
- 補助対象となるか不安な方は事前に窓口でご相談ください。